



監査品質に関する報告書2025

明星監査法人

AKAHOSHI AUDIT CORPORATION

INDEX

目次

CHAPTER 1

監査品質向上に向けた取組
及び事務所概要

P03

- ・監査事務所の最高責任者からのメッセージ
- ・事務所概要

CHAPTER 2

品質管理基盤

P07

- ・品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等
- ・当法人の品質管理システム
- ・上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制
- ・監査品質の維持向上のための適時適切な研修の提供体制

CHAPTER 3

組織・ガバナンス基盤

P12

- ・組織・ガバナンスに対する基本的な方針
- ・非監査業務の提供の方針
- ・組織図と各機関の役割
- ・グローバルネットワークやグループとの関係
- ・独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、
貢献及び独立性に関する考え方

CHAPTER 4

人的基盤

P14

- ・職階別の人數、常勤・非常勤、公認会計士(有資格者)の
区別
- ・監査業務の種類(上場会社監査、学校法人監査等)別の
監査経験年数、専門知識の有無
- ・IT等の専門知識を持つ人材の確保状況
- ・人事に関する方針(採用方針、人事制度、人事評価等)
- ・リソースの十分性
- ・人材の確保に向けての方針並びに記載すべき対応策がある場合
のその内容
- ・兼業・副業を認める場合その方針

CHAPTER 5

IT基盤

P15

- ・デジタル化に対する基本的な方針と現状
- ・今後の具体的な計画とその実行のための体制

CHAPTER 6

財務基盤

P16

- ・財務状況を示す情報の開示
- ・倫理規則に規定される報酬依存度に対する監査事務所としての現状、仮に報酬依存度15%を超えているような関与先がある場合、
その解消に向けての具体的な方策

CHAPTER 7

国際対応基盤

P16

- ・今後、海外取引、海外子会社等の監査についての監査事務所としての方針
海外取引、海外子会社等の監査に対する現状の体制、そのような監査対象がないため、対応する体制が必要ない場合はその旨

APPENDIX

監査法人の
ガバナンス・コード適用状況報告書

P17

- ・原則1 監査法人が果たすべき役割
- ・原則2 組織体制(マネジメント体制)
- ・原則3 組織体制(ガバナンス体制)
- ・原則4 業務運営
- ・原則5 透明性の確保

Message from the Managing Partner

監査事務所の最高責任者からのメッセージ

明星監査法人は、2017年9月の設立以来、「日本を輝かせる監査法人となる」という創業の思いを一貫して持ち続けてきました。私たちが明星という名に込めたのは、日本企業の99%以上を占める中堅・中小企業が輝けば、日本全体が輝くという信念です。この思いは、今も変わらず私たちの中にあり、その思いをもって、明星監査法人のメンバーが監査を実施します。具体的には、以下をお約束します。

- ・クライアントの事業・戦略・業務を深く理解し、ビジネスリスクに焦点を当てた本質的な監査を行います。
- ・監査を通して見えてくる経営課題や業務課題に対して、専門家として具体的な改善策を提案し、クライアントの皆様の成長を加速させる仕組みづくりを共に考えます。

明星監査法人は、創業時から品質確保を最優先とするファームポリシーを掲げてきました。品質を犠牲にした成長は、クライアントにも社会にも貢献できないという思いがあるからです。私たちは常に学び、改善し続けることで、安定した監査品質を未来へとつなげていきます。

私たちは、クライアントの皆様の成長を加速させ、品質確保を堅持するために、「勤労勤勉を尊び、自らの成長に努める」「仲間の成長を自らの喜びとする」という経営理念を掲げています。これは、一人の能力では限界のある、環境変化の激しい時代において、専門家が継続的に学び、仲間を尊重し、互いに高め合うことで、強いワンチーム（明星チーム）となり、より高い次元の監査サービスを提供できるという信念です。

明星監査法人は、クライアントの成長に寄り添いながら、社会から求められる高い監査品質を確実に守り抜くことを使命として歩み続けます。

明星監査法人 代表 公認会計士 木本 心輔



中堅・中小企業を照らし

日本を輝かせる監査法人

Firm Overview

事務所概要

名称	明星監査法人 (AKAHOSHI AUDIT CORPORATION)		
法人代表者	木本 恵輔		
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル7階		
ウェブサイト	https://www.akahoshi.or.jp		

人員構成

社員	所属公認会計士等 ()内は非常勤		
公認会計士	8名	公認会計士	33名 (32名)
		監査補助職員	3名

代表社員（最高責任者）
木本 恵輔
現EY新日本有限責任監査法人
現有限責任監査法人トーマツ 出身

代表社員
福島 泰三
現EY新日本有限責任監査法人
現有限責任監査法人トーマツ 出身

代表社員
松本 保範
青山監査法人
現有限責任監査法人トーマツ 出身

代表社員
大内 純
現EY新日本有限責任監査法人 出身

代表社員
中西 麻理
中央青山監査法人
現EY新日本有限責任監査法人 出身

代表社員
山本 泰士
有限責任監査法人トーマツ
税理士法人トーマツ 出身

社員
高橋 正伸
現有限責任監査法人トーマツ 出身

社員（2025年6月30日退任）
望月 明美
青山監査法人
現有限責任監査法人トーマツ 出身

監査対象会社の属性別の数 (2025年6月30日現在)

種別		金商法・ 会社法監査	金商法監査	会社法監査	学校法人監査	労働組合監査	その他の 法定監査	その他の 任意監査	計
被監査会社 等の数	総数	4	-	* 6	-	-	17	* 8	34
	内大会社等の数	4	-	-	-	-	-	-	4

* 1社で2契約の会社について、それぞれでカウントしておりますが、計では重複せずに1社としてカウントしております。

Our History

沿革

2017.9

明星監査法人を設立
東京都新宿区に事務所を設置

2021.7

東京都目黒区に事務所を移転

2023.11

東京都千代田区に事務所を移転



品質管理基盤



■ 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等

当法人は、当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するために、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の各種報告書等並びに倫理規則に準拠し、監査の品質管理規程等を定め、遵守を義務付けております。当法人において品質管理システムに関する最終的な責任は最高責任者が負うものとし、当法人における業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

また、監査の品質管理のための組織体制として、品質管理基準細則の適格要件（品質管理責任者）より社員会にて選任された品質管理責任者が品質管理システムの整備及び運用を行っております。

当法人においてリスク・アプローチに基づく品質管理システムを整備及び運用するに当たり、業務の品質の管理を主体的に行っていくに際して必要と考える目的は、以下の事項について合理的な保証を提供するために、当法人が品質管理システムを整備し運用することです。

- 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること
- 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

■ 当法人の品質管理システム

● 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人及び監査実施者が監査業務に関する職業倫理に関する規程を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の「倫理規則」等に準拠して職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に定め、すべての監査実施者がこれを遵守することを求め、職業倫理に関する研修の実施、宣誓の入手、顕在化した問題への対応等を実施しています。

「倫理規則」等で定める独立性の規定を遵守することを確保するため、毎年、監査法人及びすべての監査実施者に対して、独立性のチェックリストに基づいた調査を実施し、独立性の確認を行っております。

また、監査業務ごとに、当該監査に関与する社員及び専門要員（非常勤も含む。以下同じ。）に対して業務開始時、期中及び監査意見表明時等における独立性に対する阻害要因の有無を確認しています。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化しています。

大会社等の監査業務については、公認会計士法及びその関連法令並びに日本公認会計士協会の「倫理規則」等に準拠して「主要な担当社員等の交代に関する規程」を定め、筆頭業務執行責任者、その他の監査業務の主要な担当社員等及び審査担当者のローテーションを実施しております。

大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間（金融商品取引所に新規上場した会社においては上場した日を含む会計期間前の2会計期間を含む）を超えて関与できず、クーリングオフ期間を筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、監査責任者は2会計期間としております。

● 業務に係る契約の締結及び更新

監査業務の契約の新規締結及び更新に当たっては、「監査の品質管理規程」に基づき、当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況等の監査体制を検討するとともに、会社との独立性、会社の財政状態及び経営成績、内部統制の整備及び運用状況、会社の誠実性等を総合的に検討し、監査契約の新規締結及び更新を決定しております。

特に監査契約の新規締結時には、監査業務の品質が確保できるか、具体的には（ア）適切な専門知識を有する人員の確保、（イ）適切な監査時間の確保といった観点から、臨時社員会（受嘱会議）において議論を重ね、全員の意見の一一致をもって、監査契約の締結を行います。

また、監査契約の更新時においても監査リスクの評価を行い、リスクに応じた監査実施者の能力及び経験、十分な時間の確保等を勘案して、監査責任者及び審査担当者にて更新の可否について決定を行っております。更新にあたってリスクが高いと判断される場合には社員会の承認を必要としています。

監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、当該契約の新規の締結及び更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、社員会に適宜伝えなければならないとしています。

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠し、監査業務の引継を適切に実施することを定めています。

● 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員の選任に当たっては、品質管理基準細則の各種適格要件（品質管理責任者及び不正リスクに関する品質管理責任者、監査責任者、審査担当者等）に従い、社員会において担当社員を選任して監査業務を行うとともに、監査品質を最優先にする姿勢については社員会を通じてメンバー全員に周知徹底しており、社員評価においても監査品質の重視を最重要項目として代表者（最高責任者）による評価を行っております。

● 業務の実施及びその審査

(1) 業務の実施

監査の実施に当たっては、監査基準報告書等の関連法規に基づき作成した監査マニュアルに基づき、業務執行社員が監査現場にて、監査メンバーに対して適時かつ適切な監査調書を作成するために必要な指揮・監督・査閲を行っております。

不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務に係る監督及び監査調書の査閲に関する方針及び手続を定めています。

監査チームは、監査プロセスの一環として不正リスクに関するチームミーティングの実施を監査マニュアルにより義務付けられております。

また、CPD不正研修の中から、昨今の不正事例を含め、不正に関する知見を高められるものを指定研修としております。

加えて、当監査法人のホームページ上に、外部からの不正等の情報提供に向けたホットライン（電子メール、郵送書面）を設置し案内しております。

不正が発見された場合、監査チームはクライアントとの適切な連携をとりつつ、審査担当社員、品質管理責任者へ報告を行います。監査チームはそれらの助言・指示を得て、法人一体での取り組みのもと監査を進めます。

不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、専門的な見解の問合せを行い、臨時社員会（重要審査会議）にて検討が行われます。

(2) 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項が発生した場合、あるいは不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合等には、必要に応じて適切に専門的な見解の問合せを実施することとしております。

また、専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討・対処し、その過程を文書化しています。

専門的な見解の問合せ先は、品質管理基準細則に従い、社員会において選定しております。専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を「専門的な見解の問合せに関する取り扱いルール」に定め、問合せ必須項目を明示しております。

(3) 監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せ先との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違がある場合には、監査責任者は、品質管理責任者とともに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取るとともに、品質管理責任者は必要に応じて専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決するものとしております。

判断の相違が解決しない限り監査報告書は発行しないこととし、臨時社員会（重要審査会議）を開催し検討が行われます。

(4) 監査証明業務に係る審査

「監査の品質管理規程」、「審査規程」及びその細則である「審査に関する方針及び手続についての細則」において、審査の詳細を定めています。すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、品質管理基準細則の適格要件（審査担当者）により十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。また、特に重要な検討事項については、臨時社員会（重要審査会議）で審査を実施します。

(5) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人では、監査業務で使用するパソコン（PC）について、セキュリティ強化のため、個々のファイルを秘密分散技術

によりPC内とクラウドサーバーに分散保管することでPC側に保管されたデータを無意味化できる仮想ドライブインフラを導入し、非常勤職員についても常勤者と同様に貸与しております。

監査調書につきましては、当該環境下で機能する電子監査調書システムを導入しております。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれるいざれか遅い監査報告書日から起算して60日以内としています。監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保されるよう管理しています。なお、監査調書の保管期間は原則として10年と定めています。

監査調書の事後的な修正に関しては、「監査調書の事後的修正における取り扱いルール」にて具体的に明示し、監査調書のアーカイブ状況を品質管理担当者が確認しております。

● 当法人の実施した品質管理システムの評価結果

(1) 品質管理システムの評価の結論

評価基準日（2025年6月30日）における当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているものと結論付けております。

(2) 品質リスク評価プロセス

当法人は、品質管理システムの目的を達成するために、「明星監査法人における品質管理リスク評価プロセスの方針」に基づき、品質目標を設定し、品質リスクへの対応の整備及び運用の基礎を提供するために、品質リスクの識別と評価を行っております。

品質目標は、ガバナンス及びリーダーシップ、職業倫理及び独立性、契約の新規の締結及び更新、業務の実施、資源、情報と伝達について設定するとともに、特定の対応も含めて設定しております。

(3) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

当法人は、品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じることを達成するためにモニタリング及び改善プロセスを定めております。

また、日常的なモニタリング（日常的監視）と定期的なモニタリング（完了した監査業務の検証）の実施を行っております。

(4) 品質管理システムの評価

当法人は、品質管理システムに関する最高責任者である代表者（最高責任者）が、品質管理責任者による品質管理システムの評価結果に基づき、品質管理システムが当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているものか否かを結論付けております。当該評価は、年に一度、当法人の会計年度末日である6月30日を基準日として実施しております。

● 被監査会社数が急激に増加しているような場合の対応

現時点においては、被監査会社数が急激に増加している状況にはありません。また、中長期的にも、当法人のリソースに見合った健全な持続的成長を志向していることから、急激に被監査会社等を増加させる方針は採りません。

● 今後、どのような状況変化があれば現状の体制を強化する必要があると考えているのか

今後、被監査会社数が増加する等の場合には、人的資源の拡充等の措置を適切に講じる方針であります。

■ 上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

当法人は、業務の品質の管理を行う責任者を社員会の直下に属するものとする機関設計を探っており、個別の監査業務への関与は限定的である者を品質管理責任者として選任しております。また、「品質管理システムの責任者決定通知書」により、品質管理責任者の下に品質管理システムの運用、独立性に係る要求事項の遵守の運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用の担当者である品質管理担当者を割り当て、最高責任者に対する伝達経路の保証しております。当該品質管理担当者は監査業務を兼任しておりません。これら個別の監査業務への関与は限定的である品質管理責任者と専任の品質管理担当者による品質管理体制とすることにより、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等からの独立性を確保しております。

監査品質の確保については、品質管理基準細則の各種適格要件（品質管理責任者及び不正リスクに関する品質管理責任者、監査責任者、審査担当者等）に従い、社員会において担当社員を選任して監査業務を行うとともに、品質を最優先にする姿勢については社員会を通じてメンバー全員に周知徹底しており、社員評価においても監査品質の重視を最重要項目として最高責任者による評価を行っております。

また、当法人は、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに有効に運用されかつ遵守されていることを合理的に確保するために、また不正リスクへの対応状況を確かめるために、品質管理システムに関する日常的監視及び完了した監査業務の検証を実施することを規定しています。日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理システム全般の整備・運用状況をその検証対象としています。また、完了した監査業務の検証は、概ね3年に1度はすべての監査責任者が対象となるように実施することを定めています。なお、完了した監査業務の検証の担当者は品質管理基準細則の適格要件（完了した監査業務の検証者）により十分かつ適切な経験と資格を有する者を選任しております。なお、日常的監視及び完了した監査業務の検証の結果は、社員会で報告され、発見された不備事項は全職員に研修等により周知しております。

■ 監査品質の維持向上のための適時適切な研修の提供体制

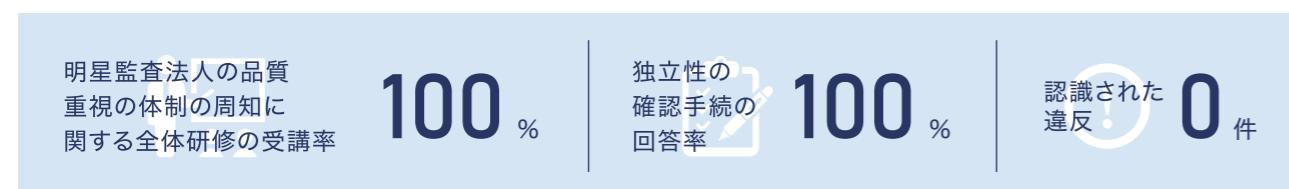
当法人の経営理念である「勤労勤勉を尊び、自らの成長に努める」、「仲間の成長を自らの喜びとする」の達成のため、社員及び専門要員に対して、公認会計士並びに会計監査人として必要とされる適性や能力を維持し開発できるよう「明星監査法人における社員及び専門要員に対する教育・訓練の年間計画書」による教育・訓練の整備・実施をしております。

自己研鑽の尺度としては、(ア)日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度であるCPDの必要単位の取得を義務付けるとともに、(イ)日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修（「監査（不正事例）」、「監査の品質及び不正リスク対応」他）を「指定研修」とし、受講を義務付けています。また、法人主催研修として以下の研修参加を義務付けております。

法人主催研修としては、(ウ)「インサイダー取引及びマネーロンダリング規制対応研修」については、職員を含めた全員に必須とするとともに、(エ)四半期に一度を目安にその時に必要と考えられるテーマについて専門家又は独自開発した教材に基づく「トピックス研修」を実施しております。(オ)「明星監査法人の品質重視の体制の周知に関する全体研修」で、最高責任者等による監査品質重視のメッセージを発信し、当法人の品質管理体制について理解を深める活動をしております。

なお、(カ)法人主催研修のうち、当日参加できない者のため、録画研修（集合研修、自己学習）にも対応しております。

これら法人主催研修については、出席確認の徹底とアンケートの回収、分析を行い、次年度の研修方針及び計画を策定しております。



組織・ガバナンス基盤

■ 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当法人の出資者である社員は、全員が大手監査法人出身者であり、無限責任を負うパートナーシップのもと、現在の規模においては社員が相互に監督・牽制することによって組織の規律を確保しております。そのため、大手監査法人のように多数の構成員による経営管理部門は設けておりません。

しかしながら、社員会・臨時社員会（受嘱会議）・臨時社員会（重要審査会議）・情報セキュリティ委員会の会議体制により経営の実効性を確保するとともに、リスク管理面にも配慮し、経営を行っております。また、ガバナンス監督評価機関を設置して、ガバナンス体制の強化を図っております。

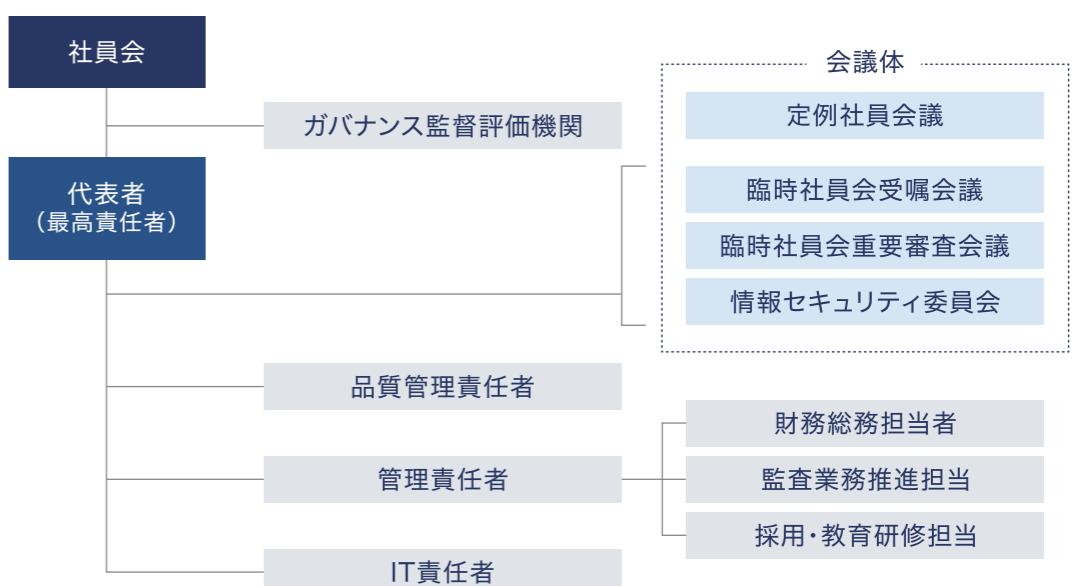
重要事項については、社員全員を構成員とする社員会を毎月1回及び必要に応じて開催し情報共有及び意思決定をしております。代表社員は複数名として相互牽制を図るとともに社員会の意思決定に従い、業務を執行しております。

■ 組織図と各機関の役割

組織図において、品質管理責任者、管理責任者（財務総務、監査業務推進、採用・教育研修）、IT責任者を定め、社員会において各担当業務の執行状況について報告、検討、決定を行っております。また、ガバナンス体制強化のため、監督・評価機関として、ガバナンス監督評価機関を設置しております。

品質管理責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負っております。

なお、当法人の監査法人のガバナンス・コードの適用状況は、本報告書とあわせて（付録）の「監査法人のガバナンス・コード適用状況報告書」をご参照ください。



■ 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方

第三者機関であるガバナンス監督評価機関のガバナンス委員は、当法人に対して独立性を有する社外の有識者であります。ガバナンス委員として選任している社外の有識者は、弁護士・公認会計士であり、金融庁検査局への出向、上場会社のガバナンスレビュー委員会委員を歴任されております。ガバナンスに関する豊富な知見と経験を有しているとともに、公認会計士の有資格者であり、会計監査実務の経験を有していることに加え、監査法人という特殊な法人組織に深い造詣を有しております。

当該第三者には、当法人の最高意思決定機関である社員会に出席し、経営機能・ガバナンスの強化に関して、必要に応じた適切な指導及び助言・提言をいただくことを期待しております。また、重要書類の閲覧等を通じて、当監査法人の組織的な運営及び経営機能の実効性を、独立性を有する第三者の視点から監督・評価して頂くことを期待しております。

これにより、当法人の経営の透明性と健全性を確保する体制としております。

■ 非監査業務の提供の方針

当法人は監査業務を最重視しつつも、多様化する企業の経営課題に即した非監査業務を提供することで、企業の成長に貢献できるものと考えています。また、当法人の監査従事者が非監査業務を経験することによって、監査業務における監査対象会社の事業理解にも資すると考えております。

そのため、監査業務の独立性を維持できる範囲に限定して、非監査業務を提供しております。

■ グローバルネットワークやグループとの関係

当法人は、グローバルネットワークとの提携を行っておりません。また、グループ法人等もありません。

また、現時点ではグローバルネットワークとの提携等を行う具体的な計画はありません。

会議体	開催頻度	参加者
社員会	月次+必要な都度	社員、ガバナンス委員
臨時社員会(受嘱会議)	全ての監査の受嘱時	社員、ガバナンス委員
臨時社員会(重要審査会議)	必要な都度	社員
情報セキュリティ委員会	年2回	委員会メンバー

人的基盤



■ 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士(有資格者)の区別

(単位:人)

属性	第7期会計年度 2024年6月30日	第8期会計年度 2025年6月30日
社員	8	8
特定社員	-	-
公認会計士(常勤)	1	1
(非常勤)	26	32
監査補助職員(常勤)	2	3
(非常勤)	-	-
その他の事務職員	1	2
合計	38	46

■ 監査業務の種類(上場会社監査、学校法人監査等)別の監査経験年数、専門知識の有無

当法人における上場会社の業務執行社員は、全員が、上場会社の監査実務経験が10年以上の豊富な経験及び知識を有した社員となっております。また、当法人の専門要員は、大手監査法人等での監査業務経験後に事業会社の経営や社外役員等に携わっている者、ITに関する専門的知見を有する者等、その他多様な経験と知識を有する者となっております。

■ IT等の専門知識を持つ人材の確保状況

当法人では、ITに関する専門的な知見と経験を有する公認会計士を確保しております。

■ 研修に対する方針、体制、実績

当法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を最大限に発揮するべく、組織としてのバックアップ体制を重視しております。研修カリキュラムについては、当法人の監査業務における必要性を考慮して編成し、実施しております。また、研修の履修状況は採用・教育研修担当が管理を行っております。

■ 人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）

専門要員の採用にあたり、「人事採用・評価マニュアル」に従い、書類選考及び面談により当法人の価値観を共有し、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用しています。評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して評価し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人材育成に反映しています。

■ リソースの十分性

監査責任者が被監査会社の業種、事業規模や複雑性（ITの利用環境を含む）等の理解に基づき、監査チームを組成し、定期的なアサイン会議を経てメンバーが決定されます。常時アサイン管理を行い、業務の進捗に合わせた変更にも対応し、人的資源が十分に確保されるように努めています。監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する専門職員をそれぞれの監査業務に選任しています。なお、被監査会社との独立性等、関連する監査基準報告書に定められた諸規制に該当しないことを適時適切な段階で確認しております。

■ 人材の確保に向けての方針並びに記載すべき対応策がある場合のその内容

当法人は、最も重要なリソースは人材と考えております。多様な働き方を推進するとともに、多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を、社員・職員の紹介や人材紹介会社の活用等多様なルートにより積極的に行っております。

■ 兼業・副業を認める場合その方針（人材育成・確保に関する考え方を含む。）

就業に関する規程において、利益相反や独立性等に抵触しない限りにおいて、兼業や副業を認めることとしております。これにより、当法人の業務に限定されない多種多様な実務経験を有する人材の確保が期待できるとともに、当法人の人的資源の多様性を向上させることにつながるものと考えているためであります。なお、外部役職への就任については、監査業務・非監査業務の提供先でないことを事前に確認し、利益相反回避や独立性保持の条件を満たすようにしております。



む全メンバーより「セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書」及び「インサイダー誓約書」の提出を義務付ける等運用を徹底しております。

■ 今後の具体的な計画とその実行のための体制

今後、AI技術等を用いた効果的かつ効率的な監査手法等について、導入に関する検討を適宜進める方針であります。なお、2025年度より、残高確認システムの導入を予定しております。

「セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書」の提出率

100 %



(単位:千円)

■ 財務状況を示す情報の開示

当法人は、特定の関与先に依存しない財務基盤を持つ持続可能な監査法人であるためには、安定した財務基盤が重要であると考えております。現時点においては、各種リソースを確保するために必要な財務基盤を有しているものと考えております。

区分	第7期会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	第8期会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	312,724	374,937
(監査証明業務)	269,841	276,127
(非監査証明業務)	42,883	98,810

■ 倫理規則に規定される報酬依存度に対する監査事務所としての現状、仮に報酬依存度15%を超えているような関与先がある場合、その解消に向けての具体的な方策

当法人は、現時点（直近の会計年度）においては、倫理規則に規定される報酬依存度が15%を超える関与先はありません。

今後、仮に報酬依存度15%を超えるような関与先を有することになった場合には、報酬依存度の高い状態を解消するための方策として、一定の規模に至るまでの収益規模を確保する必要があるものと認識しております。健全かつ持続的な組織の成長を達成すべく、取り組んでまいります。

IT基盤

■ デジタル化に対する基本的な方針と現状

当法人では、監査業務で使用するPCについて、セキュリティ強化のため、個々のファイルを秘密分散技術によりPC内とクラウドサーバーに分散保管することでPC側に保管されたデータを無意味化できる仮想ドライブインフラを導入し、非常勤職員についても常勤者と同様に貸与しております。

監査調書につきましては、当該環境下で機能する電子監査調書システムを導入しております。

また、情報セキュリティについては、当法人は、業務上使用する情報を保護するという情報セキュリティマネジメントを経営上の重要課題として捉え、かつ社会的責務でもあることに留意し、情報漏洩のリスク管理のために、セキュリティ・ポリシー、情報セキュリティ対策基準、インサイダー取引防止規程を策定しております。また、非常勤職員を含

国際対応基盤

■ 今後、海外取引、海外子会社等の監査についての監査事務所としての方針

海外取引、海外子会社等の監査に対する現状の体制、そのような監査対象がないため、対応する体制が必要ない場合はその旨

当法人では、原則として日本国内を中心に事業展開している会社の監査を受嘱する方針ですが、今後、監査対象会社が国際的に事業展開する等の場合には、グローバルネットワークとの提携等の必要な体制の整備を検討していきます。

監査法人の ガバナンス・コード適用状況報告書

原則 01

監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

当法人の対応

当法人は、監査業務の品質確保を法人活動の中で最優先とするファームポリシーを定め、今後の日本経済を牽引する中堅・中小企業及びベンチャー企業に対して、高い倫理観と十分なスキルを持った専門家として、法令や監査基準への準拠はもちろんのこと、各企業のビジネスを深く理解し、安定した品質を維持したうえで、会計監査を継続的に提供し、各企業の成長に寄与することでステークホルダーの期待に応えていくことを経営の基本方針としております。

これからの監査法人に求められる公益的役割を果たすため、当法人は経営理念として「勤労勤勉を尊び、自らの成長に努める」、「仲間の成長を自らの喜びとする」を掲げています。

監査品質を最優先とする基本的行動指針及び経営理念の組織的な浸透を図るべく、「明星監査法人の品質重視の体制の周知に関する全体研修」を開催し、最高経営責任者等による品質重視のメッセージを発信することにより、当法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させる施策を講じております。

行動指針	当法人の対応
1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人では、当法人の果たすべき公益的役割を明文化した「明星監査法人のガバナンス及びリーダーシップに関する方針」を制定し、トップの姿勢を明らかにしております。 また、「明星監査法人の品質重視の体制の周知に関する全体研修」や「明星監査法人掲示板」等においてトップメッセージを繰り返し発信するとともに、当法人のウェブサイトにおいて、「法人挨拶」、「経営理念」、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」等によりトップの姿勢を内外に明らかにしております。
1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人では、原則1に記載しました全体研修の他、個別面談を実施するとともに、「明星監査法人掲示板」を毎月更新することによって、当法人の理念と基本的な行動指針を全ての構成員に対して周知を行っております。

行動指針	当法人の対応
1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せるよう、適切な動機付けを行うべきである。	専門要員の評価において、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して評価し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人材育成に反映するものとしております。 また、当法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を最大限に発揮するべく、組織としてのバックアップ体制を重視しており、全体研修その他において、最高経営責任者等による監査品質重視のメッセージを発信し、当法人の品質管理体制について理解を深める活動をしております。 これにより、当法人の構成員の士気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せるよう、適切な動機付けを行っております。
1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人においては、指針1-3への対応に加え、各監査業務を所管する社員が風通しの良いチーム環境を醸成し、双方向のディスカッションを推奨しております。
1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当法人は監査業務を最重視しつつも、多様化する企業の経営課題に即した非監査業務を提供することで、企業の成長に貢献できるものと考えています。また、当法人の監査従事者が非監査業務を経験することによって、監査業務における監査対象会社の事業理解にも資するとしております。そのため、監査業務の独立性を維持できる範囲に限定して、非監査業務を提供しております。 また、当法人は、就業に関する規程を定め、兼業や副業は原則として認めておりません。ただし、利益相反や独立性等に抵触しない限りにおいて、兼業や副業を認めるとしております。これにより、当法人の業務に限定されない多種多様な実務経験を有する人材の確保が期待できるとともに、当法人の人的資源の多様性を向上させることにつながるものと考えているためであります。
1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグローバル経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	なお、外部役職への就任については、監査業務・非監査業務の提供先でないことを事前に確認し、利益相反回避や独立性保持の条件を満たすようにしております。 当法人は、グローバルネットワークや他の法人との包括的な業務提携等を行っておりませんので、該当事項はありません。

原則 02	組織体制（マネジメント体制）	行動指針	当法人の対応
当法人の対応	<p>組織体制（マネジメント体制）</p> <p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p> <p>当法人の対応</p> <p>当法人は、社員全員で構成される社員会が最高意思決定機関として機能する体制を採っております。社員会を構成する社員には、それぞれ、当法人の組織運営における役割が割り当てられており、マネジメント機能の発揮がなされる仕組みとなっております。</p> <p>また、第三者機関としてガバナンス監督評価機関を設置し、法人が果たす経営機能の実効性の発揮を支援する機能を確保しております。</p> <p>詳細は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の「2. 経営管理の状況等（2）組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。</p>	<p>行動指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ● 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、社員会が、監査法人としての適正な判断の確保のために、主体的な関与を行うこととしております。</p> <p>当法人のホームページ上に、外部からの不正等の情報提供に向けたホットライン（電子メール、郵送書面）を設置し案内しております。</p> <p>不正が発見された場合、監査チームはクライアントとの適切な連携をとりつつ、審査担当社員、品質管理責任者へ報告を行います。監査チームはそれらの助言・指示を得て、法人一体での取り組みのもと監査を進めます。不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、専門的な見解の問合せを行い、臨時社員会（重要審査会議）にて検討が行われます。</p> <p>当法人は、「明星監査法人における情報と伝達に関する方針」を制定し、法人内外の各ステークホルダーとの率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備を行っております。</p> <p>被監査会社との率直かつ深度ある意見交換を行うことを可能とするために、監査役等や内部監査担当者は、監査役監査や内部監査の結果の情報交換を行うなどの積極的な議論を行い、三様監査会を通して双方の協力関係を深め、重要な論点については、タイムリーに十分な協議を行うことで、より深度のある監査を目指しています。また、上場会社の監査クライアントについては、監査上の主要な検討事項（KAM）について、計画段階からコミュニケーションを行っています。</p> <p>法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人内研修の充実を図るとともに、監査品質を最優先とする人事評価様式を整備しております。</p> <p>業務の効率化を達成するためのIT基盤の実装化については、情報セキュリティ委員会による投資判断しております。情報システムへの投資は当監査法人の品質管理システムを支えるものであり、現在の状況や将来予想される変化に対するニーズを満たす必要があるため、継続的に議論を行っております。詳細は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の「2. 経営管理の状況等（1）品質管理基盤」及び「（4）IT基盤」をご参照ください。</p> <p>当法人は、社員会・臨時社員会（受嘱会議）・臨時社員会（重要審査会議）・情報セキュリティ委員会の会議体制により経営の実効性を確保するとともに、リスク管理面にも配慮し、経営を行っております。また、当法人の経営機能を果たす人員である社員は全員が上場会社の監査実務経験が10年以上の豊富な経験及び知識を有した社員となっていることに加え、事業会社の経営、社外役員、ITに関する専門的知見を有する者その他多様な経験と知識を有する者が経営機能に参画する体制となっております。</p>

原則 03	組織体制（ガバナンス体制） 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
-------	---



当法人の対応	
当法人は、第三者機関としてガバナンス監督評価機関を設置し、法人が果たす経営機能の実効性の発揮を支援する機能を確保しております。詳細は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の「2. 経営管理の状況等(2)組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。	

行動指針	当法人の対応	行動指針	当法人の対応
3 - 1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は、第三者機関としてガバナンス監督評価機関を設置し、法人が果たす経営機能の実効性の発揮を支援する機能を確保しております。ガバナンス監督評価機関を構成するガバナンス委員には、当法人の最高意思決定機関である社員会に出席し、経営機能・ガバナンスの強化に関して、必要に応じた適切な指導及び助言・提言を頂くことを期待しております。 また、重要書類の閲覧等を通じて、当監査法人の組織的な運営及び経営機能の実効性を、独立性を有する第三者の視点から監督・評価して頂くことを期待しております。 これにより、当法人の経営の透明性と健全性を確保する体制としております。	3 - 3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none">● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に関する方針の策定への関与● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	当法人は、第三者機関であるガバナンス監督評価機関のガバナンス委員の選任要件として、当法人に対して独立性を有する社外の有識者としております。 ガバナンス委員として選任している社外の有識者は、弁護士・公認会計士であり、金融庁検査局への出向、上場会社のガバナンスレビュー委員会委員を歴任されております。ガバナンスに関する豊富な知見と経験を有しているとともに、公認会計士の有資格者であり、会計監査実務の経験を有していることに加え、監査法人という特殊な法人組織に深い造詣を有しております。 当該第三者には、当法人の最高意思決定機関である社員会に出席し、経営機能・ガバナンスの強化に関して、必要に応じた適切な指導及び助言・提言を頂くことを期待しております。また、重要書類の閲覧等を通じて、当監査法人の組織的な運営及び経営機能の実効性を、独立性を有する第三者の視点から監督・評価して頂くことを期待しております。 これにより、当法人の経営の透明性と健全性を確保する体制としております。
3 - 2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	当法人は、第三者機関としてガバナンス監督評価機関を設置し、法人が果たす経営機能の実効性の発揮を支援する機能を確保しており、第三者の知見を適切に活用しております。 ガバナンス監督評価機関を構成するガバナンス委員には、当法人の最高意思決定機関である社員会に出席し、経営機能・ガバナンスの強化に関して、必要に応じた適切な指導及び助言・提言を頂くことを期待しております。また、重要書類の閲覧等を通じて、当監査法人の組織的な運営及び経営機能の実効性を、独立性を有する第三者の視点から監督・評価して頂くことを期待しております。 なお、ガバナンス委員は、当法人に対して独立性を有する社外の有識者であります。 これにより、当法人の経営の透明性と健全性を確保する体制としております。	3 - 4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	当法人は、第三者機関であるガバナンス監督評価機関に対して、社員会の議題及び添付資料等を事前に提供することで、適時かつ適切に必要な情報を提供しております。 また、ガバナンス監督評価機関が必要と判断する情報について、当法人に対して開示することを求めることができる権限を付与しております。さらに、必要に応じて、業務遂行に当たっての補佐が行われる体制としております。

原則 04	業務運営	行動指針	当法人の対応
当法人の対応			<p>当法人は、各監査業務を執行している社員で構成される社員会が最高意思決定機関として経営機能を発揮しております。当該社員会において、人材の確保状況も含めて、会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っております。</p> <p>また、当法人は、「明星監査法人における情報と伝達に関する方針」を制定し、法人内外の各ステークホルダーとの率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備を行っております。各社員は、被監査会社等との間の積極的なディスカッションを行っております。</p>
行動指針	当法人の対応	行動指針	当法人の対応
4 - 1 <p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>			<p>当法人は、各監査業務を執行している社員で構成される社員会において、監査の現場の重要事項等の共有が図られる体制となっております。</p> <p>また、当法人は、「明星監査法人における情報と伝達に関する方針」を制定し、各監査現場における監査チームディスカッションにて活発な議論を行うとともに、個人面談等で当法人の品質管理体制への提案・意見等のフィードバックを受けており、その対応状況について社員会で共有しております。</p>
4 - 2 <p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>			<p>当法人は、「明星監査法人における社員及び専門要員に対する教育・訓練の年間計画書」により、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、充実した研修計画の策定しております。</p> <p>また、監査品質が最優先の評価項目となる人事評価方針を策定し、運用しております。</p>
			4 - 3 <p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること
4 - 4 <p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>			<p>当法人は、「明星監査法人における情報と伝達に関する方針」を制定し、法人内外の各ステークホルダーとの率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備を行っております。</p> <p>また、各社員は、被監査会社等との間の積極的なディスカッションを行っており、経営者等とのコミュニケーションを定期的に実施しています。</p>
4 - 5 <p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>			<p>当法人は、内部通報制度及び外部通報制度を整備し、内部者向け「内部窓口」及び「外部窓口（顧問弁護士）」、外部者向け「ホットライン窓口（法人ホームページ上）」を設け、対応を実施し、法令違反等の早期発見と未然防止、企業風土等の改善・自浄作用を高め、より公正かつ透明性の高い法人運営を目指すとともに、不正リスクに対応しております。</p> <p>また、通報によって、通報者は不利益を被ることはない旨を明示しております。</p>

原則 05	透明性の確保	行動指針	当法人の対応
	<p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>	<p>5 - 3</p> <p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>当法人は、グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を行っていないため、該当事項はありません。</p>
行動指針	当法人の対応	行動指針	当法人の対応
<p>5 - 1</p> <p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>当法人は、「監査法人のガバナンス・コード適用状況報告書」を当法人ウェブサイトにて公表することで、当法人の組織的運営の透明性を確保しております。</p> <p>また、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」等の情報開示を行うことで、十分な透明性を確保しております。</p>	<p>5 - 4</p> <p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>当法人は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」及び「監査法人のガバナンス・コード適用状況報告書」等により、ステークホルダーとの対話を促進します。「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の内容に関しては、第三者機関であるガバナンス監督評価機関の知見を活用することとしております。</p>
<p>5 - 2</p> <p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI: Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ●監査法人における品質管理システムの状況 ●経営機関等の構成や役割 ●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ●法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ●監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>当法人は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、透明性向上に資する開示を行っております。</p> <p>当法人は、第三者機関としてガバナンス監督評価機関を設置しております。ガバナンス委員の独立性に関する考え方として、「当法人の構成員でない独立性を有する第三者であること」を要件としております。詳細は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の「2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤」をご参照ください。</p>	<p>5 - 5</p> <p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みについて、当法人の事業年度末日を基準日として、年次で評価を行っております。詳細は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の「2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤」をご参照ください。</p>
		<p>5 - 6</p> <p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>当法人は、内外から得られた情報や本原則の適用の状況などの評価の結果を、社員会において検討し、必要に応じて改善に向けて活用する方針であります。</p>